

# 「小規模基本法」ってなに、これからどうなるの？

## —小規模基本法にかけた思いと裏話—

立石裕明

(株)アテナソリューション 代表取締役

経済産業省 中小企業政策審議会専門委員

(社)小規模企業経営支援協会 理事長

「哲学が変わったのです！」 小規模企業振興基本法担当官僚は、熱い思いを込めて私に語った。

この言葉こそが、今回の法律制定において、象徴的な言葉である。

講演や研修で全国津々浦々の商工会、商工会議所、青年会議所、中央会、支援機関、金融機関、中小企業大学校をまわり、毎年数千名以上の経営者、若手後継者、職員等の方々と交流を重ねてきた。

その中で、「中小企業の製造業が、ベトナムに進出」とか「中小企業の町工場が特許を取得し、海外展開」等々の

「中小企業」という言葉にいつも、違和感を感じてきた。

海外展開や特許は我々には関係がない。売上高 100 億、社員 200 人（下町ロケット 池井戸潤著参照）いても中小企業なのである。

あえて言えば、これらは、

殆どの地域にとっては大企業であり、中小企業という感覚ではない。

小規模企業経営者から、中小企業・小規模事業者政策に関心を持っているという声を殆ど聞いた事がない。認識として、自分には関係ないと思っているのである。個人事業主であれば、企業という認識すらないのが現実である。（小規模企業≡小規模事業者）

## 哲学が変わった？

最初の段階から、この法案制定に向けて、関係国会議員、官僚の方々と夜を徹して数限りない議論を重ね、**事業の持続的発展**という文言にたどり着いた。

地域には、大きな**成長発展は考えていない**が、しっかりと**地域に根ざし、地域を支え、雇用を守り、自己実現し、「事業の持続的発展」**を第一義に考える小規模企業が殆どである。

この小規模企業を支援する事を中心に考えた法律なのである。

かつて日本は

**「成長発展」**する企業を応援するというのが**基本**であった。

私流の解釈だが、殆どの**小規模企業に無縁**であった。

しかし今回は**「成長発展」のみならず「事業の持続的発展」**を原則とした**政策体系の必要性**が書かれた。

**下りのエスカレーター状態の環境**（人口減少、シャッター通り）で、その地域を持続的にしっかりと支えてきた**小規模企業と、支援する方々に真正面から光を当て、主役にする事を国が決めた**のである。

**どんぶり勘定からの脱却**こそが最重要課題

小規模企業の**最大の強みとは、何もしていなかったこと！**

企業であれば、当たり前である試算表、顧客リスト、売り上げ分析、経営計画等を作成し

ている小規模企業は、ほぼ無いと言っても過言ではない。

言い換えれば、きつい言い方だが、「**なにもししていない**」のである。

毎月、棚卸しや試算表を作り、きちんと**管理するだけで、効果は期待できる。**

**過剰仕入れを5%**下げれば、**5%利益が上がる**。嘘のように聞こえるかもしれない

が、数多くの実例が存在する。**計るだけダイエットと同じ**考えである。

**風景化している在庫をお金に変える**のである。

毎月、管理すれば、自ずと結果がついてくる。これは、**単なるコストカッター的考**

**えではない。仕入れ額そのものを下げる**ので、**効果は大きい。**

しかも、**即効性が高い。**

**乾いたタオルを絞るのではない。絞ったことのないタオルを絞る**ので

ある。結果は推して知るべしである。

**小規模企業の事業承継は、相続税や株の承継問題ではない！**

小規模企業の殆どは、債務超過、個人事業主、名ばかりの株式会社なので、上記は関係ない。

**借金を継ぐ覚悟と継がせる覚悟**が出来たかどうかである。

会話のない親子が、親へ感謝を表し、経営の知恵・工夫・経験を、**敬聴**し、簡単な計画書

を作成して、**見える化する**ことから、始めなければならない。

難しいことより先に、これから始めることが重要である。

## 象徴的予算

その象徴が「小規模事業者持続化補助金」である。

販路開拓のために、チラシを配ることに上限 50 万円の補助金を出すというのである。しかも、時の政策課題に対応する場合はプラス 50 万、合計 100 万円を補助するのである。

補助金は使いにくい、面倒だという指摘にも、A4 用紙 5 枚程度の申請で良いようになった。これも画期的である。そう、哲学が変わったのである。

## 青年部は経営の勉強をするところ

地域活性化には、青年部を経営の勉強する場にして、経営力強化が必須であると考えられる。実際にこのスキームで部員増強がなされた事例も多い。

イベント、消防団、PTA 等々 青年部員は日夜、地域のために

金と時間を使って奔走している。立派である。しかし、決算書は見していない。

青年部を経営の勉強の場にして、経営力強化を切に願う。

## 商工会、商工会議所の位置づけに注目

商工会、商工会議所の位置づけとして、

「小規模事業者支援の中核となる商工会・商工会議所」

「商工会・商工会議所を中核とした連携の推進」となった。

今回の小規模企業振興政策において、全国津々浦々の市町村における中核の支援機関として、再び、中小企業庁が決めたのである。

復権と言っても過言ではないと感ぜられる。

## よろず支援拠点活用

従前の施策とは全く違った政策であり、小規模基本計画の中に、何度もこのよろず支援拠点活用が書かれている。国の直轄機関として、皆さんと連携を強化し、小規模企業支援を行って行くためものです。何卒、活用して下さい。

## 閣法であるという意味

議員立法ではなく、閣法にする事によって、地方自治体への影響力を強めなければ、絵に描いた餅になってしまう可能性が高い。

小規模企業振興条例制定の優先順位を上げるために、議員立法を選ばず、あえて、茨の道の内閣が決める閣法にしたのである。

## 官僚の方達に敬意を述べたい

今回の法制定において、私が出会った官僚達は、机上の空論を掲げる頭でっかちではなかった。あの激務の中で、自ら小規模企業、支援機関を回り、熱心に耳を傾け、小規模企業振興こそが日本を救うといわんばかりの熱意を注いでいた。

## 最後に

この法律が地域を救うタイムリミットだと当初から思っていた。その気持ちは今も変わっていない。基本法制定から5年目を迎えた。この意味をご理解頂きたい。「法律は知らない者を守らない」よく聞いた言葉である。わかりにくくても、使いづらいと感じたとしても、小規模企業のために哲学を変えてまで作った画期的な法律です。家業と地域を守るため、何としてでも使って頂く事を、切に切に願います。